平成２４年（フ）第９９１４号
東京都江東区新大橋１丁目１―13―807
債務者　シングアワタール
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９９４４号
東京都文京区向丘２丁目23―11
債務者　瀧澤まどか
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００８０号
東京都大田区大森南２丁目14―１―1101
債務者　浦野　翔平
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９４２号
東京都板橋区西台３丁目20―１―409
債務者　細川　　亨
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２９号
静岡市駿河区下川原南２番37号　プレジオスD205号
債務者　和田　夕紀
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９号
熊本県山鹿市鹿校通３丁目９番13―４号
債務者　藤田　和久
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第１１４１７号
東京都葛飾区東四つ木２丁目９―10―101
債務者　山田美千代
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６９号
沖縄県中頭郡北谷町字桑江519番地２　県営桑江団地３―304
債務者　屋宜　芙弥
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第３８３号
静岡県周智郡森町森1726番地の３
債務者　吉野美智子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４０６号
静岡県磐田市見付3608番地１
債務者　水谷　正一
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第７７号
佐賀県唐津市菜畑3597番地１
破産者　株式会社谷丸工務店
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第４２６号
埼玉県川越市大字今福1931番地２
破産者　有限会社アクティブ
1　決定年月日　平成24年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６９０号
北海道千歳市青葉１丁目９番１号
破産者　有限会社沼端組
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４３４号
札幌市西区西町北11丁目２番８号
破産者　豊平運輸株式会社
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町２丁目１番20号
破産者　有限会社妹尾
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
栃木県那須塩原市二区町342番地、前住所栃木県さくら市狭間田1957番地
破産者　廣瀬　　清
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第２９５号
長野県須坂市大字高梨350番地
破産者　村山駅前ショッピングセンター協同組合
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
長野県須坂市大字高梨350番地
破産者　村山駅前ビル株式会社
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係